

枚方京田辺環境施設組合事務局組織規則

平成28年7月1日

規則第1号

令和8年3月31日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 組織及び定数に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 条例、規則等に関すること。
- (4) 文書及び統計に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- (6) 予算、決算及び財政計画に関すること。
- (7) 組合議会に関すること。
- (8) 監査委員及び公平委員会に関すること。
- (9) 会計事務に関すること。
- (10) 入札・契約事務に関すること。
- (11) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (12) 公用車の管理に関すること。
- (13) 施設の計画に関すること。
- (14) 施設の建設、管理運営に関すること。
- (15) その他庶務に関すること。

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

2 事務局に担当次長、参事、主幹、副主幹、主任、主事その他の職を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を

指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐して事務局の事務を掌理し、又は所属職員を指揮監督するとともに、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 担当次長は、事務局長を補佐して事務局長が指定する分掌事務を掌理し、分掌事務に従事する職員を指揮監督する。
- 4 参事及び主幹は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 その他の職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年規則第1号)

この規則は、令和8年3月31日から施行する。